

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

香川県人事委員会規則第5号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和49年香川県人事委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(権衡職員の範囲)</p> <p>第4条 給与条例第9条の4第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、<u>単身赴任手当に関する規則（平成2年香川県人事委員会規則第7号）第5条第3項に該当する職員で、同項第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（国家公務員、職員以外の地方公務員その他の人事委員会が定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあつては当該適用、<u>外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年香川県条例第5号）第2条第1項の規定による派遣又は職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年香川県条例第47号）第3条第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した職員にあつては当該復帰）の直前の住居であった住宅（県が設置する公舎及び職員住宅並びに前条に規定する職員宿舎及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているものとする。</u></u></p>	<p>(権衡職員の範囲)</p> <p>第4条 給与条例第9条の4第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、<u>単身赴任手当に関する規則（平成2年香川県人事委員会規則第7号）第5条第3項に該当する職員で、同項第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（国家公務員、職員以外の地方公務員その他の人事委員会が定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあつては当該適用、<u>職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年香川県条例第47号）第3条第1号に規定する職員派遣から職務に復帰した職員にあつては当該復帰）の直前の住居であった住宅（県が設置する公舎及び職員住宅並びに前条に規定する職員宿舎及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているものとする。</u></u></p>

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。